

佐賀県の豚熱発生を受けての 提言が発出されました

- 現時点で九州7県における野生イノシシでの豚熱感染は確認されていません。(豚熱に感染した)野生イノシシがいない地域でも人・物・車両・野生動物を介した農場へのウイルス侵入が起こり得ます。
- 北海道では、豚熱のみならず、アフリカ豚熱・口蹄疫の侵入リスクに照準を合わせて、飼養衛生管理基準遵守状況のさらなる高位平準化を目指しましょう。

【重点取組事項】

- ◆ 北海道外から豚、精液等を導入しない
(ミニ豚・マイクロ豚・ペット用の豚含む)
- ◆ 異常豚の早期発見と早期通報
- ◆ 衛生管理区域内の消毒(薬剤濃度、交換頻度等適切に!)
- ◆ 豚を畜舎間移動させる際のバケツ・路面の消毒等
- ◆ 畜舎立入時の適正な消毒、着替、履替
(畜舎内専用長靴の管理と使用の徹底!)
- ◆ 食品残渣を飼料に使用する際の適正な加熱
- ◆ 衛生管理区域への野生動物の侵入防止対策
- ◆ 衛生管理区域内において愛玩動物を飼養しない

北海道十勝家畜保健衛生所

電話:0155-59-2021

夜間・休日TEL:0155-26-9005(十勝総合振興局)